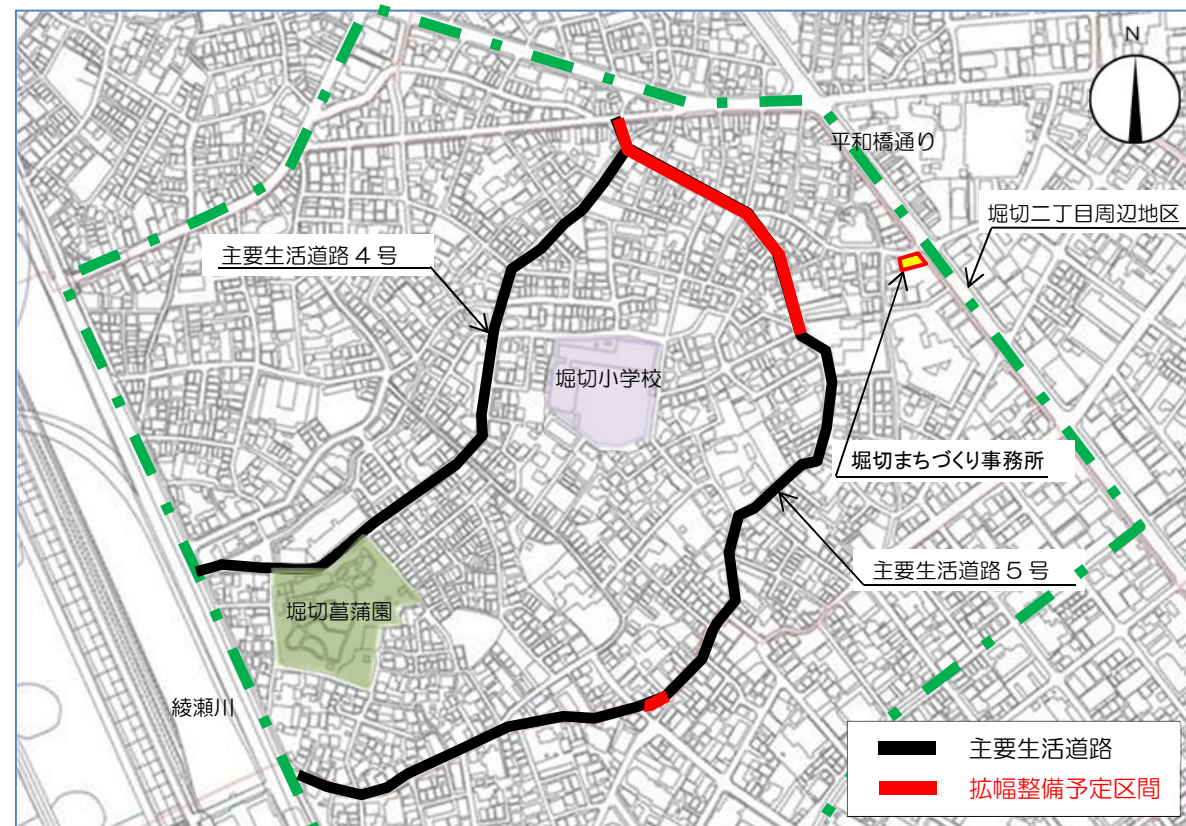


密集事業案内図





堀切二丁目周辺地区では、密集事業のほか、建物を建てる時のルール（建替え時は準耐火建築物等の燃えにくい建物にする等）を定めた防災街区整備地区計画による規制・誘導を図るとともに、東京都の不燃化特区制度の活用による木造住宅の建替え、空き家等の老朽建築物の除却の支援により、不燃化の街づくりを進めています。

密集事業に関する問い合わせ先等

堀切二丁目周辺及び四丁目地区の密集事業は、平成28年度から独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）と協働で取り組んでいます。

- 堀切まちづくり事務所
（主要生活道路の拡幅整備に伴う用地取得や生活再建に関するご相談等の窓口）
住 所：葛飾区堀切2-66-15 フジモトビル2F（上図参照）

ご質問・ご相談などがございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

 <p>街に、ルネサンス</p> <p>UR 都市機構</p>	<p>独立行政法人都市再生機構（UR都市機構） 東日本都市再生本部 密集市街地整備課 担当 出口・林原・西村（電話番号：5671-2401）</p>
 <p>葛飾区</p>	<p>葛飾区 都市整備部 都市計画課 密集地域整備第三係 【区役所4階】 担当 若林・関・金子（電話番号：5654-8599）</p>

堀切二丁目周辺地区防災まちづくり

令和3年12月

主要生活道路5号線 沿道の皆さま

沿道ニュース

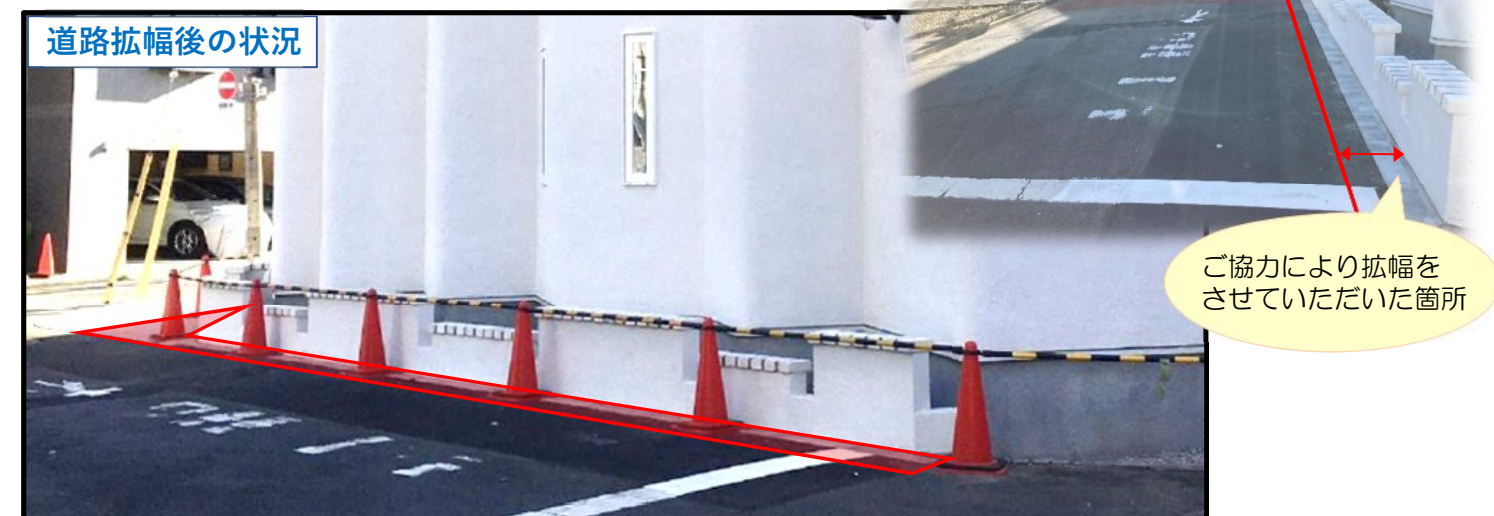
第6号



発行：葛飾区 都市整備部 都市計画課 密集地域整備第三係

密集事業を進めています

写真は用地取得後の道路整備状況です。用地取得を行った箇所については、道路の拡幅整備を行っております。幅員6メートルの道路の拡幅整備に向けて、引き続き皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



道路拡幅後の状況

ご協力により拡幅を
させていただいた箇所

：用地取得範囲

堀切二丁目周辺地区では平成27年度より密集事業を開始し、道路拡幅整備、建替え支援などによる防災まちづくりに取り組んでいます。

密集事業においては、災害時に安全な避難や円滑な消防活動を行うために必要となる道路を「主要生活道路」と位置付け、4ページ目に示す赤色の区間を幅員6メートルとなるように拡幅整備を行います。

その際、必要となる道路用地について、事業にご協力いただける方には、土地売買代金をお支払いします。また、拡幅整備によって建物等が影響を受ける場合には移転等の補償金をお支払いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分とりながら進めてまいります。

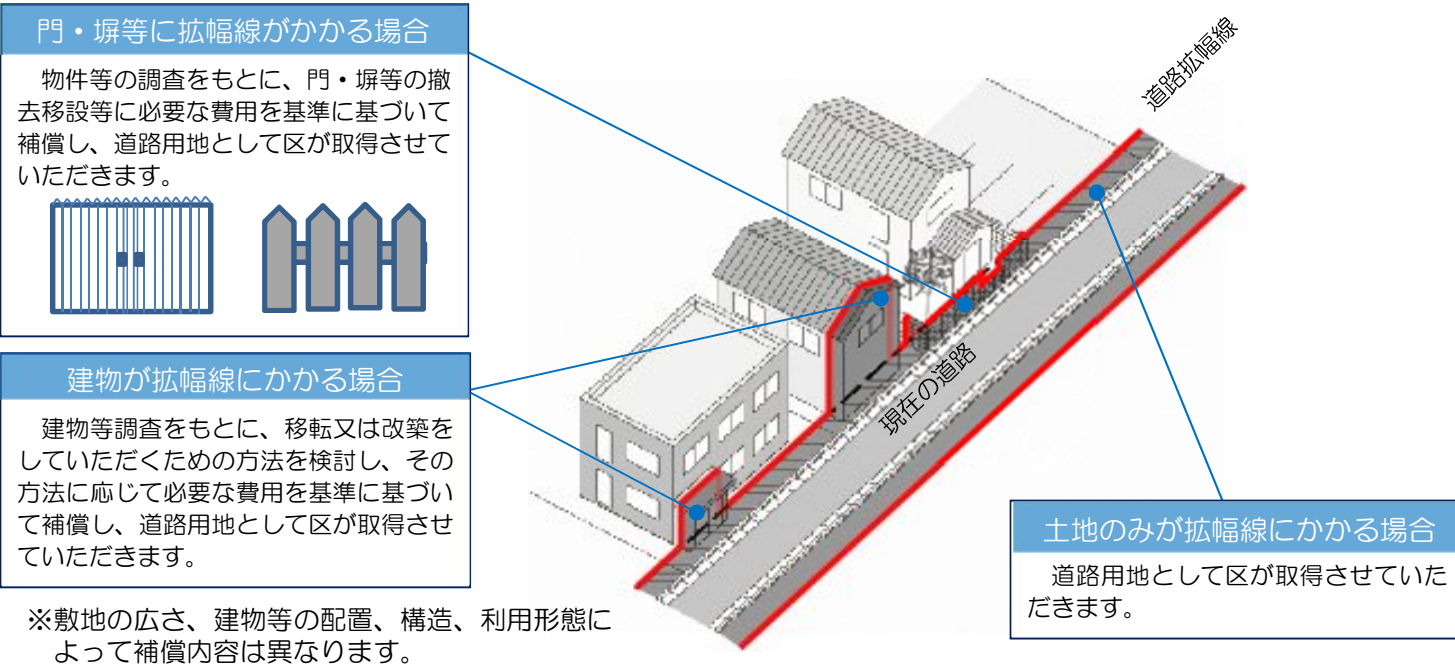
『沿道ニュース』では、拡幅整備を予定している主要生活道路の沿道の方々を対象として、密集事業に関する情報をお伝えしております。是非ご一読ください。

皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

用地取得・補償等の基本的な考え方

拡幅整備にご協力いただける場合、現在の道路や拡幅する道路の線（道路拡幅線）、土地や建物等の状況に応じて、以下の考え方により用地取得・補償いたします。

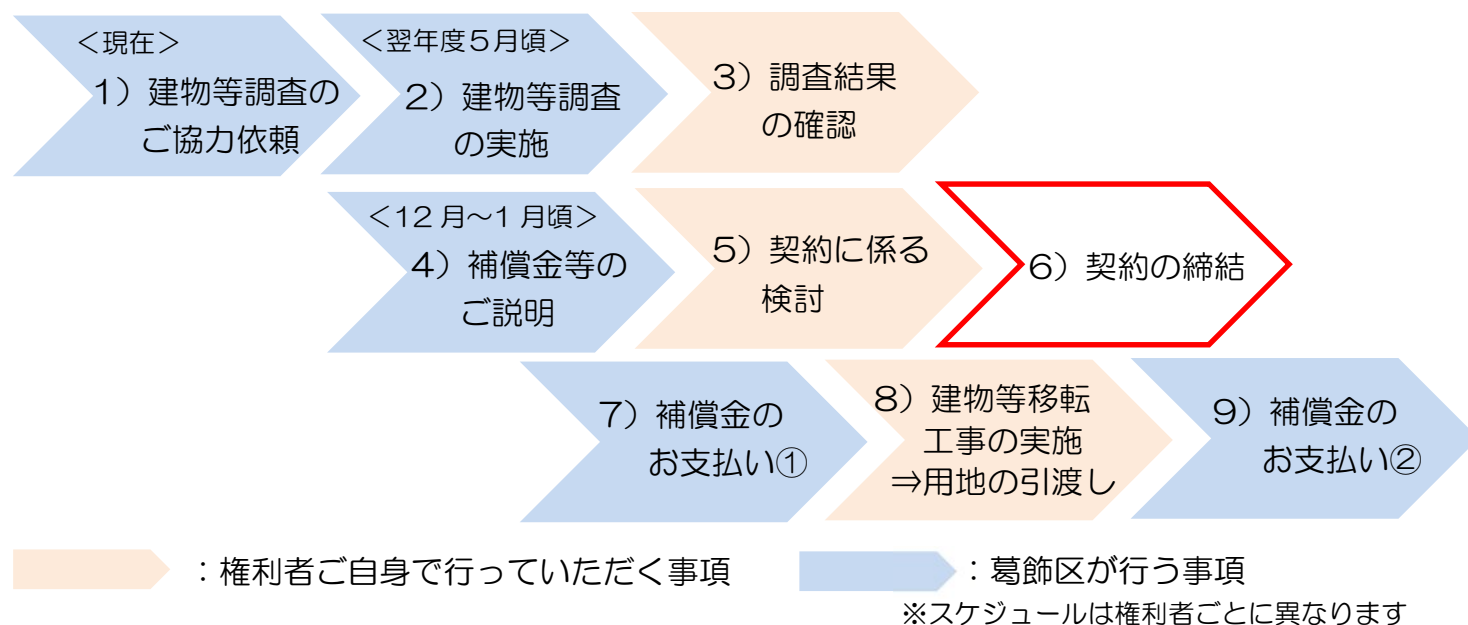
●用地取得・補償の例



用地取得・補償等の流れ

平成 28、29 年度は道路拡幅にかかる土地の状況を把握するために『用地測量』を実施しました。平成 30 年度より順次、建物等調査を実施しています。建物等調査からのスケジュールは以下に示す通りです。また、建物等調査及び用地取得・補償の説明、契約の締結等の手続きにつきましては、一つ一つ、皆さまへご説明を行いながら進めてまいります。

一般的な年間スケジュール



建物等調査について（お願い）

「用地取得・補償等の流れ」に記載のとおり、拡幅部分に建物や工作物等がある場合、補償費を算定するために「建物等調査」へのご協力をお願いします。

建物等調査は、随時訪問等でご協力のお願いに伺い、ご承諾いただいた方から実施してまいります。お急ぎの方は個別にご相談ください。実施する日程については個別にご案内します。

<留意事項>

- 敷地内、建物内に入らせていただく調査となるため、権利者の立ち会いをお願いします。
 - 調査は概ね半日～1日で終わります。
 - 調査の際は、記録のため各部屋の部材や設備等について写真撮影を行いますので、予めご了承ください。
 - 建物等調査から用地取得・補償の説明までに、資料作成や補償内容を検討するため、数カ月のお時間を頂きます。
- ★なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、調査を延期させていただく場合がございます。

密集事業に関する一般的な質問

Q. 密集事業の事業期間はいつまでですか。	A. 密集事業の事業期間は平成27年4月～令和7年3月です。事業期間を過ぎると建物等の補償金をお支払いすることができなくなります。また、建て替えについては地区計画に基づいて行っていただけます。
Q. 用地取得はどのように進めていくのですか。	A. 本事業は権利者との話し合いのもと、ご理解をいただきながら道路拡幅用地を取得させていただきます。用地取得に関する一般的なスケジュールは2ページ目をご確認いただくか、問い合わせ先までご連絡ください。
Q. 用地を譲渡する場合の補償金はどのように算定されるのですか。	A. 現在の道路や拡幅する道路の線（道路拡幅線）、土地や建物等の状況に応じて個別に補償金を算定します。基本的な考え方は2ページ目をご確認いただくか、問い合わせ先までご連絡ください。
Q. 道路の幅を6メートルにすると、車の通行が増えるのではないですか。	A. 密集事業では既存道路を6mに拡幅することで、災害時の緊急車両や救援車両の通行・活動を円滑にすることを目的としており、既存の交通規制を変更するものではないため、交通量の増大を招くものではないと考えています。